

喜多方市景観計画 概要版

喜多方市

1. 景観計画の目的

■ 目 的

喜多方市は、飯豊連峰に代表される自然資源と会津盆地の田園地帯、蔵などに象徴される歴史文化資源等による豊かで美しい景観を市民との協働により維持・保全し、良好な景観の形成を図ることを目的として、景観法(平成16年法律第110号)に基づき景観計画を策定する。

● 取組み方向と課題

景観形成に向けた取り組みの方向

- ◆ 地域の魅力ある景観資源の発掘と保全活用による地域の誇りの再発見
- ◆ 景観形成による新たな魅力の創出
- ◆ 市民、事業者、行政が一体のもと市民主導の景観づくり活動の推進

景観資源を活かしていくための課題

- ◆ 豊かな自然・田園・歴史文化景観にふさわしい建造物等の誘導による美しい景観の形成
- ◆ 地域の資源を活かす歴史文化景観や眺望景観の形成
- ◆ 市民や訪れる人を和ませる蔵を活かしたまち並み景観の形成
- ◆ 景観、まち並みに対する市民意識の醸成による景観活動の展開

2. 景観形成の理念と目標

■ 理 念

飯豊連峰などの豊かな眺望と阿賀川等の豊富な水系に恵まれた、季節ごとの美しい田園景観を保全、継承するとともに、代々受け継がれた蔵の文化を活かした歴史あるまち並み景観を本市の固有の財産として守り育てる。

〈景観形成の基本理念〉

飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人とが共生する景観づくり

■ 目 標

飯豊連峰や雄国山麓に抱かれた暮らしの中で、地域の景観資源を保全・活用し、自然景観、農村集落・田園景観、まち並み景観、歴史文化景観の4つを柱として、美しい郷土の景観形成に向けて取り組むことを目標とする。

- 【眺望景観の保全・活用】
- 【地域の誇りある生活文化の継承】
- 【歴史あるまち並み景観の形成】

● 役割分担

景観は公共空間のみならず、市民の生活の場である個々の建築行為等の取り組みや配慮から形成されるものであり、市民、事業者、行政が景観を共通の認識として共有し、行動に移して行くことを目指す。

市 民	市民一人ひとりが地域の景観形成や景観保全の向上に努める。
事業者	事業活動における施設整備を通じて、地域景観の向上に努める。
行 政	市民の景観意識の高揚を図るとともに市民の合意形成に努め、市民・事業者等が自ら行う景観形成活動について支援・誘導する。

3. 景観形成の基本方針

(1) 市域全体の景観形成

本市は、周囲を飯豊連峰などの山並みに囲まれた会津盆地の北部に位置し、人口集積の高い中央部を中心に、北に広大な森林と農山村が点在し、東に雄国山麓の田園地帯、西に多くの支流を集めた水量豊富な阿賀川が流れ、変化に富んだ地形を形成している。

景観特性ごとに以下の景観形成の方針とする。

景観の種類	基本的考え方	《 方 針 》
①自然景観	山並みや河川の保全活用による魅力ある眺望景観の形成	新緑や紅葉など季節に応じて変化する美しい風景を維持継承していくために、山並みや河川の景観を保全するとともに、地形を大きく変化させる開発は避け、魅力ある眺望景観を守り育てる。 
②農村集落・田園景観	農村集落や田園の維持・保全によるやすらぎのある景観の形成	平坦地に広がる水田地帯、山麓や山間の耕作地、農山村集落としての住居や蔵など本市の原風景となる農村集落・田園景観を維持・継承し、やすらぎのある景観を形成する。 
③まち並み景観	蔵と調和したまち並みによる趣のある景観の形成	蔵を活用した文化活動と市民の特色あるまちづくり活動を通して、本市固有の地域文化を表し、市民や来訪者が新たな魅力を発見できる眺望に配慮した美しいまち並み景観を形成する。また住宅地においては植栽などの緑を取り入れながら趣のある景観を形成する。 
④歴史文化景観	誇りある歴史文化や伝統を守り、深みのある地域景観の形成	伝統文化に触れる機会を高め、本市固有の寺社や史跡などの深みある景観を保全し、その周辺においては歴史文化資源に調和した景観を創出する。 

(2) 景観形成重点地域の指定方針

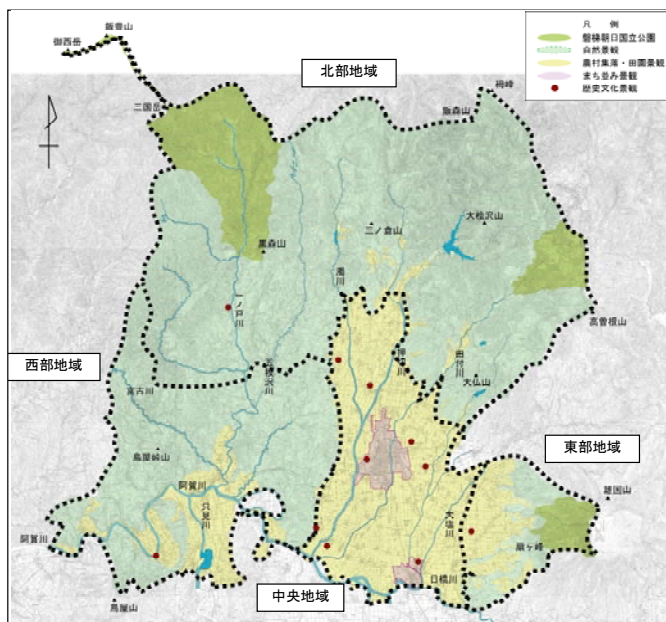
まち並み景観の優れた地域、歴史文化的価値の高い地域、魅力ある眺望景観を有する地域等は、景観形成重点地域として指定し、より詳細な景観形成基準や景観誘導方策を定めた景観形成重点地域計画を策定する。

そのため、景観形成重点地域の指定に向けて以下の取り組みを進める。

- 地域での景観形成の意識を高めていくため、景観形成住民協定（任意協定）制度を推進し、景観まちづくりを行う住民団体の認定を行い、景観形成重点地域の指定を目指す。
- 良好な景観形成を行っている地域住民等からの提案については、必要に応じて景観計画の見直し変更を行い、地域での景観形成の促進を図る。

(3) 景観計画区域

景観計画区域は、市域全体の 554.67k m² とする。これらの市域を喜多方市国土利用計画による中央、東部、北部、西部の4地域に区分して、各地域の景観特性に応じた景観形成を図るものとする。



(4) 地域別の景観形成

地域区分	基本的考え方	《 方 針 》
①中央地域	蔵のあるまち並みと 調和した景観の形成	●喜多方市街地では、蔵のあるまち並みの維持保全を図るため、隣接する建築物等との一体的な景観形成を進める。 ●国道 121 号や田付川沿いから望める市街地外周部の建築物については、道路側や対岸からの眺望に配慮した形態意匠とする。 ●田付川沿いの建築物等は潤いのある水辺や親水空間と調和したデザインに努める。 ●塩川の幹線道路沿いは、南の玄関口となっていることから、屋外広告物にも注意を払い、品位のある景観を形成する。 ●塩川市街地は、屋号とのれんによるまち並みを形成するとともに、日橋川等の水と緑に調和した景観形成を進める。 ●工業地域では、緑豊かでゆとりある空間を活かすとともに、建築物等は背景の山並みと調和した景観の形成を図る。 ●緑豊かな市街地形成に向けて、建築物の敷地まわりや街路沿いは緑化を図る。 ●落ち着いたまち並み形成を図るため、地域性豊かな既存建築物と調和した形態意匠とし、突出した違和感のある色彩は避ける。 ●市街地内で周囲の建物よりも突出して高くなる建物を建築する場合には、表の通り側だけでなく、背面の壁面等の形態意匠についても配慮する。 ●市街地周辺の田園地帯に建造物を建設する場合は、広がりのある田園地帯の景観を損なわない高さとし、周囲を緑化するなど周辺の田園景観となじむようにする。 ●市街地周辺の田園地帯では耕作地の維持管理に努め、豊かな田園景観の維持を図る。 ●市街地やその周辺からの飯豊連峰・雄国山麓等の山並みへの眺望を阻害しないように、建築物等は形態意匠や色彩、高さなどに配慮する。
	  	

地域区分	基本的考え方	《 方 針 》
②東部地域	雄国山麓の広大な眺望景観の保全	●雄国山麓の斜面における建造物については、周囲に緑化を行うなど周辺からの眺望景観との調和を図る。 ●農村集落等の建築物は、周囲の家並みや樹林との調和を図ると共に、雄国山麓からの眺望を阻害することがないように、形態意匠、色彩、高さ等に配慮する。
	  	
③北部地域	自然景観の保全と 農山村集落景観の保全	●飯豊連峰の眺望を損なわない形態意匠や色彩、高さなどの景観形成に努める。 ●山あいの農山村集落では、その土地の歴史風土にあった建造物との調和を維持する。 ●農村集落の建造物は、背後の山並みや河川など、周囲の美しい自然との調和を図る。
	  	
④西部地域	変化のある地形や水の流れを 活かした景観形成	●阿賀川、只見川、一ノ戸川等の川沿いの建造物では、河川や段丘地形、背景となる緑の山並みとの調和を図る。 ●農山村集落や自然樹林に囲まれた建築物については、周囲の地形や家並み、樹林との調和を図る。 ●まち並みを形成する集落では、通り沿いに一体感を保てるような建築物の形態意匠や色彩、高さ等に配慮する。
	  	

(5) 建築物等による目指すべき景観形成

工作物を含めた建築行為等は、個々の行為による美しさの創出だけでなく、背景となる自然景観やまち並み景観、隣接する建造物等に十分配慮し、調和のある景観の創出に努めるものとする。

①建築物等の行為における周辺への配慮

1) 背景となる景観との調和

大規模な建築物等の形態意匠、色彩、位置、高さ等は眺望に配慮して、背景となる山並み等と調和するように努める。



雄国山麓と農村集落



山並みを背景とする建築物

2) 地域の景観特性の尊重

農村集落・田園景観や歴史文化などの地域性や歴史性等に配慮して、周辺となじみのある形態意匠、色彩、位置、高さ等に努める。



源太の農村集落



小松の農村集落

3) 通りの連続性

市街地や集落における建築物などの壁面位置、開口部や形態意匠等は、通り沿いに一体的・連続的な景観を形成するように努める。



熱塩温泉のまち並み



上三宮のまち並み

4) 隣接建造物等との関係性

隣接建築物等と極端な違和感を生じないように、建築物の形態意匠、色彩、位置、高さ等についての配慮や、外周部の緑化などの工夫を行う。



杉山の家並み



山都みちくさ通り

5) 歴史建造物等との調和

寺社等の歴史建造物や公共施設等に隣接する建築物では、その特性を十分考慮して、形態意匠、色彩、位置、高さ等に突出した違和感を生じないように努める。



国登録有形文化財 若喜商店



市指定文化財 願成寺山門

②建築物等の景観要素別配慮事項

1) 形態意匠

- 屋根・塔屋は、通りや周辺部などからの眺望景観を阻害しないように建築物と一体とし、落ち着いた色彩とする。
- 建築物の配置は、周囲との連続性に配慮する。
- 壁面・開口部は、通り沿いの表情を形成するものとして、通りからの見え方に配慮した壁面位置や壁面の大きさとする。



蔵のあるまち並み



熊倉街道沿いのまち並み

2)緑化

- 建築物等の周囲に空地を確保できる場合は、通り沿い等の緑化に努める。
- 市街地内道路沿いの建築物では、街路樹と調和した緑化に努める。
- その他道路沿いの建築物では、外壁や道路沿いに連続植栽による緑化に努める。
- 地域で自生する植生や周辺で一般的に用いられる樹種の活用など地域性に配慮した緑化を行う。



緑のある住宅地



道際に緑のある蔵

3)色彩

- 建築物等の屋根や壁面の色彩は、背景となる山並みや周囲の建築物等と一体感のあるものとする。
- 周辺の景観に対し違和感を生じさせることがないように、低彩度の色彩を基本とし、多くの色を用いないように努める。



緑と調和した屋根の色彩



まち並みと調和させた看板

4)高さ

- 建築物等の高さは、飯豊連峰や雄国山麓の眺望を著しく損なうことがないようにする。
- 市街地全体と遠景のスカイライン（空を背景としてまち並みや建物群が形成する輪郭線）を著しく損なう高さとならないようにする。
- まち並みの連続性に配慮して、突出した高い建築物等を避け、隣接建築物と高さの調和を図る。



市街地からの山並み



塩川からの山並み

5)付帯施設

- 建築物の階段や給水タンク等の付帯施設は、道路側から見える表面への設置はできるだけ避けるようにする。
- 塔屋に設置する施設については、独立させず建物と一体的な形態となるようにする。



建築物と一体的な形態の室外機



周辺景観に配慮した販売

6)屋外広告物

- 幹線道路沿道等に設置する屋外広告物については、品位と節度をもって、大きさ、色彩やデザインを工夫し、できるだけ統合化を図る。
- 農村・田園集落等の自然が多い地域では、屋外広告物についても周囲の景観と調和した大きさや色彩とする。
- まちなかの建築物等に付属する屋外広告物については、できるだけ屋上広告物や突き出し広告物は避け、まち並みと調和したものとする。
- 屋外広告物の破損、汚損等については、速やかに修繕、撤去等を行い、適正な維持管理に努める。

7)夜間照明

- まちなかの大規模な店舗等における照明は、周囲の道路等に影響することがないように適切な照度や灯りの向き等に配慮する。
- 地域を代表する建築物や土木構造物などの建造物では、美しい夜間景観を形成するため、間接照明によるライトアップなど、美しく楽しめる景観の形成を図る。

8)その他

- まち並み景観を阻害する廃屋や空き地については、周囲と調和した景観を維持するよう努める。
- 建物を除却して更地とする場合は、まち並みの連続性を維持するため、緑化等により景観維持を図る。
- 森林や耕作地の維持管理や活用に努め、美しい自然景観、農村集落・田園景観の維持に努める。
- 森林や農地においては、薪や石組みなどその景観特性を活かした自然素材を活用した景観形成に努める。
- アンテナ塔やコンクリート構造物などを設置する場合は、山並みや樹林帯などの眺望に配慮するとともに、周囲の景観特性と調和した緑化等を図る。

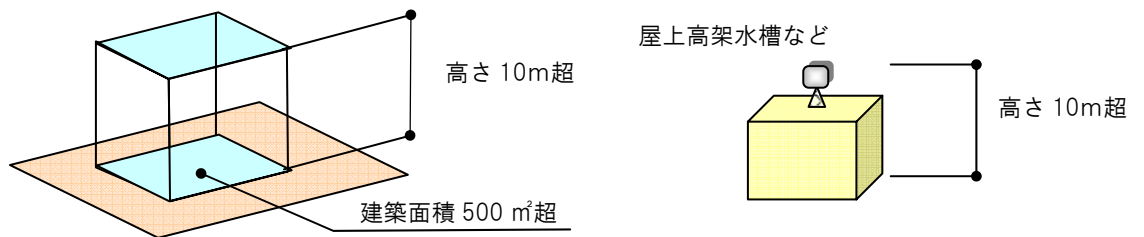
4. 行為の制限

(1) 届出対象行為

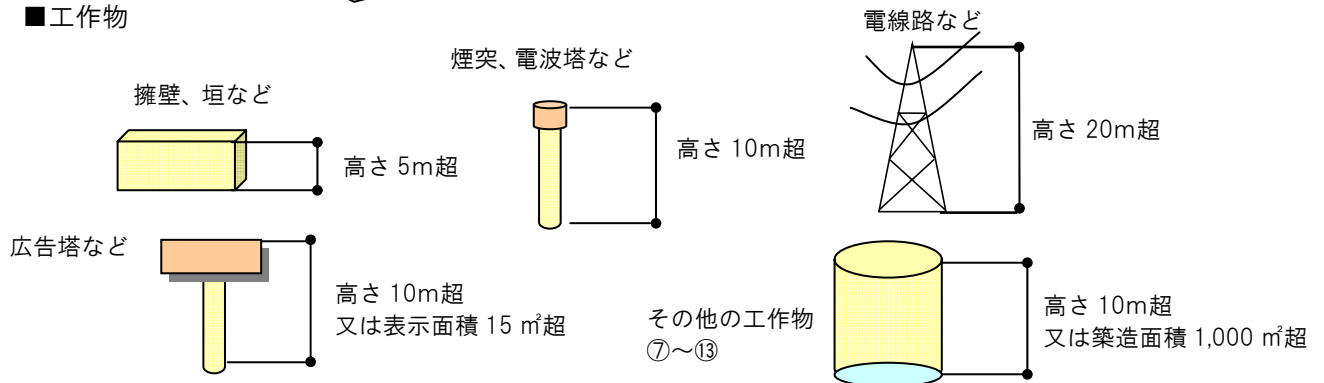
届出対象行為		届出が必要な規模	
建築物	新築又は移転	高さ 10m 超又は建築面積 500 ㎡超	
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が 10 ㎡超	
工作物	新設、移転	①擁壁、垣（生垣は除く）、さく、塀類	高さ 5m超
		②鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱類	高さ 10m超
		③煙突、排気塔類	
		④電波塔、物見塔、風車類	
		⑤電線路、有線電気通信線路等の支持物	
		⑥広告塔、広告板類	高さ 10m 超又は表示面積の合計 15 ㎡超
		⑦高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ類 ⑧観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等の遊戯施設類 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設類 ⑩自動車の立体駐車場施設 ⑪石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、污水处理施設類 ⑬彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ 10m 超又は築造面積 1, 000 ㎡超
		増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
開発行為		面積 3, 000 ㎡超又は 法面の高さ 5m 超かつ延長 10m超	
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3, 000 ㎡超 法面の高さ 5m 超かつ延長 10m超	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3m 超又は 堆積の用に供される土地の面積 500 ㎡超	
	水面の埋立て又は干拓	面積 3, 000 ㎡超又は 法面の高さ 5m 超かつ延長 10m超	

※届出を要する行為を行おうとする場合は、構想、計画段階で行為の内容について事前に協議を行うこととする。

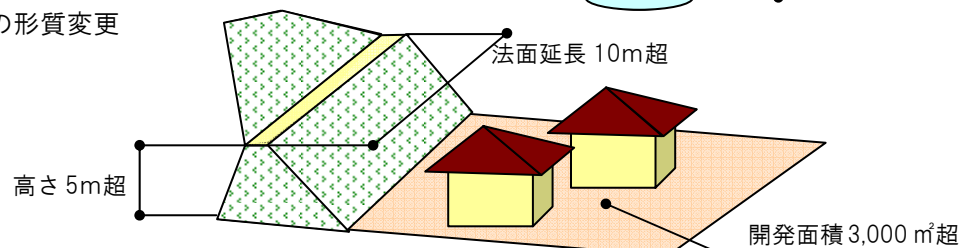
■建築物



■工作物



■開発行為・土地の形質変更



(2) 景観形成基準

■基本事項

- 建築物、工作物等の対象敷地及びその周辺地域について、自然、歴史、生活環境等の地域特性を十分調査し、景観形成の目標及び整備課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行う。
- 届出行為の実施に当たっては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策並びに県及び市の条例・要綱等に基づく関連する施策との整合を図るものとする。
- 届出行為は、地域の景観に著しい影響を及ぼすことから、届出者は当該行為の事業内容等について説明会の開催等により十分周知を図り、周辺住民との合意形成に努める。

■共通事項

【景観の保全と調和】	行為地を選定するときは、市の代表的なシンボルである飯豊連峰などの雄大な景観を損なうことのないように配置の工夫等に努める。
【眺望への配慮】	敷地内においては、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するように努める。
【空間の構成】	景観形成にあたっては、建築物等対象の身近な景観（近景）、周囲のまち並みや田園・集落など地域の生活景観（中景）、背後にとりまく自然地形等の景観（遠景）等、多様な視点によるまとまりある空間構成に努める。
【歴史的景観の尊重】	本市を代表する歴史建造物や伝統ある地域の建築様式など歴史的景観との調和に配慮した景観形成に努める。
【光の演出】	四季の変化や一日の明るさの変化に配慮するとともに、夜間の照明景観の美しさを形成するように努める。
【品位ある修景】	周囲の景観との調和に配慮し、形態意匠や色彩など統一感のある歴史豊かな本市の風土にあったデザインに努める。

①建築物に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
位 置		ア 従来の地形の改変を最小限に留めるように配慮する。また敷地内の優れた樹木、緑地等の既存植生を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮する。 イ 背景となる山並み景観等を損なわないように配慮して配置する。 ウ 街路沿い等では壁面線を揃えるなど周囲の建物と調和するように配慮する。 エ 市街地では道路境界線から後退するなどに生じた空間は、道路と一体的な公共空地として整備するように努める。 オ 歴史的建造物等の周辺では、これらの景観保全に配慮する。 カ 川沿い等の水辺では、水際線の眺望を遮ることがないように配慮してできるだけ後退した配置とする。
	規 模	ア 大規模な壁面では、自然景観やまち並み、集落景観と調和するように、建築物の分節化を図るなど圧迫感の軽減に努める。 イ 周辺の樹林地に対しては、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。
形態意匠	屋 根	ア 建物の屋根の形状、色彩などは、周辺の山並みや隣接する建物と調和するように配慮する。 イ 集落部では、建物の形態や屋根の形状は周囲の自然環境や伝統的な建築様式と調和するように配慮する。
	外壁等意匠	ア 地域の伝統的な建築様式等周囲の建物の形態意匠との調和に配慮する。 イ 蔵など歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁の意匠の一部を保存し、又は再生することによって、歴史的景観の保全に努める。 ウ 建築物の壁面には、施設の名称等の最小限の表示に留め、必要以上の広告物や図画等の表示は避けるように努める。 エ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は必要最小限とし、建築物や周囲の景観との調和に配慮する。 オ 市街地内の道路に面する建物は道路より壁面後退を行い、道路と一体的な歩行者空間の形成に配慮するとともに、公共空間として永く親しまれるように品位ある意匠に務める。
	素 材	ア 周囲の自然景観やまち並みとの調和に配慮した素材を用いる。 イ 建築物の材料・材質は、地域の自然素材や伝統的素材の使用に努める。 ウ 自然景観の中に位置する場合は、反射性の高い素材を避けるなど自然景観と溶け込むように配慮する。 エ 時間の経過により汚れや破損が目立つことがないように、耐久性、耐候性ととともに退色性を考慮した風合いの感じられる材料、材質を使用する。
	設 備	ア 建物に付帯する屋外階段、塔屋、バルコニー等は、建物本体と一体化されたデザインに努める。 イ 空調室外機等の屋上付属設備や、自動販売機の設置はできるだけ集約化する。 ウ 付属物を屋上に設置する場合は、建物との一体化を図ったり、適宜遮蔽する。
色 彩	色彩・色調	ア 建築物の色彩・色調は極端に派手な色彩の使用は避け、周囲のまち並みや自然環境と調和した色彩とする。 イ 周囲の建物等と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないように配慮する。 ウ 設備機器、屋上工作物等の色彩は、建築物本体及び周囲の景観との調和に努める。
敷地の緑化		ア 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。 イ 柵を設ける場合は生垣とするなど建築物との調和に配慮しながら周囲の緑化に努める。 ウ 周囲の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に生息している郷土種の植栽に努める。 エ 植栽に当たっては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、建築物やまち並みと調和した緑化に努める。 オ 道路等に面しては、建築物の圧迫感を和らげるように、建築物と樹木の高さの調和や連続性に配慮して効果的な植栽に努める。
そ の 他	駐 車 場	ア 屋外駐車場は出入口を限定し、安全上支障のない範囲で生垣等による緑化に努める。
	屋外照明	ア 過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。
	電 線 類	ア 市街地内を主に電線類の地中化等により無電柱化に努める。

②工作物に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
位 置		ア 従来の地形の改変を最小限に留めるように配慮する。また敷地内の優れた樹木、緑地等の既存植生を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮する。
		イ 背景となる山並み景観等を損なわないように配慮して配置する。
ウ 道路境界線及び隣地境界線から一定の後退をさせて配置する。		
エ 歴史的建造物等の周辺では、これら景観資源に近接する場合はその景観保全に配慮して配置する。		
オ 川沿い等の水辺では、水際線の眺望を遮ることがないように配慮してできるだけ後退した配置とする。		
規 模		ア 周辺の自然景観やまち並み、集落景観と調和するように、工作物の分割等によって、圧迫感を感じさせる形態を和らげるように配慮する。
イ 周辺の樹林地に対しては、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。		
形 態		ア 地域の景観の連続性に違和感を生じないように配慮するとともに、圧迫感を感じさせない形態を工夫する。
イ 工作物の部材は調和ある構成とし、すっきりとした形態とする。		
意 匠		ア 工作物全体として秩序ある意匠とする。
イ 単調な大壁面等による圧迫感をなくし、アクセントのあるデザインの工夫を行う。		
ウ 地域の歴史的建造物等と近接して設ける場合は、伝統的な意匠を継承し、周囲の歴史的建物の形態意匠との調和に配慮する。		
エ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当っては、工作物の材料の一部又は外壁の意匠の一部を保存し、又は再生することによって、歴史的景観の保全に努める。		
オ 工作物及びそれらに附属する、さく等の表面には、施設の名称等の最小限の表示に留め、必要以上の広告物や図画等の表示は避けるように努める。		
色 彩	色彩・色調	ア 工作物の表面には、けげばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺のまち並みや自然環境と調和した、落ち着いた色彩を基調とする。
イ 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないように努める。		
素 材		ア 周辺の自然景観やまち並みとの調和に配慮した素材を用いる。
イ 工作物の材料・材質は、地域の自然素材や伝統的素材の使用に努める。		
ウ 自然景観の中に位置する場合は、反射性の高い素材を避けるなど工作物が自然景観に溶け込むように配慮する。		
エ 歴史的建造物等に近接して工作物を設ける場合は、歴史的建造物に使用されている伝統的素材と調和したものを使用するように努める。		
オ 時間の経過により汚れや破損が目立つことがないように、耐久性、耐候性とともに退色性を考慮した風合いの感じられる材料、材質を使用する。		
敷地の緑化		ア 工作物の外観を和らげるように、工作物の周囲はできる限り緑化に努める。
イ 周囲にさく等を設ける場合には、生垣等の自然素材を用いるように努める。		
ウ 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。		
エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に生息している郷土種の植栽に努める。		
オ 植栽に当っては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、工作物やまち並みと調和した緑化に努める。		
カ 道路等に面する外壁等については、工作物の圧迫感を和らげるように、工作物と樹木の高さの調和や連続性に配慮して効果的な植栽に努める。		

③開発行為、水面の埋立又は干拓に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
土地の形状		ア 現況地形を尊重し、できる限り従来の地形を活かしたものとす。 イ 敷地形状は、不整形な分割や細分化により、景観形成上の敷地の連続性を損なうことや無秩序な形態を生じないように努める。
土地の緑化		ア 開発区域等はできる限り連続的な緑化に努め、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等を用いるように努める。 イ 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。 ウ 植栽に当っては、周辺の景観になじみ、地域の地形や気候に調和するように、できる限り地域に多く生育する郷土種、自生種を主に選定するように努める。 エ 植栽に当っては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して全体として調和した緑化に努める。
法面の外観		ア 造成に当ってはできる限り長大な法面や擁壁が生じないように、高低差を緩やかに分散させるように配慮する。 イ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ウ 道路際等に擁壁を設置する場合は、圧迫感のある垂直擁壁はできるだけ避け、傾斜した擁壁を用いることや、擁壁を後退させて足元を緑化するなど開放的な道路景観を形成するように工夫する。 エ 擁壁の表面は、周辺景観と違和感を生じないように、表面の描画等は避け、素材特性を活かすことや緑化ブロックの活用などに努める。
埋 立 ・ 干 拓 調整池等の築造		ア 埋立又は干拓、調整池の築造における護岸、堤防等の整備に当っては、自然素材の活用や植栽による緑化等により圧迫感のない形態とし、周辺景観との調和に努める。 イ 既存の樹林、河川等の優れた景観は、できる限り保全に努め、極力、修景に活用する。

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
採 取 ・ 掘 採 の 方 法		ア 主要な視点場及び主要な道路から見える眺望方向を阻害しないように、採取又は掘採の位置、方向及び方法をできる限り工夫する。 イ 既存の樹林、河川等の優れた景観は、できる限り保全に努め、極力、修景に活用する。
事 業 地 の 遮 へ い 化		ア 事業地の周囲には、樹木の植栽等により周囲の道路からの遮へい措置を講じる。 イ 事業地内への出入口は最小限に留め、さく、囲い等により道路等から視認範囲を限定するように努める。
跡 地 の 形 状		ア 長大な法面や擁壁が生じないように、小段を適宜設けるなど高低差を段階的に処理するなど圧迫感を生じないように配慮する。 イ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ウ 道路際等に擁壁を設置する場合は、圧迫感のある垂直擁壁はできるだけ避け、傾斜した擁壁を用いることや、擁壁を後退させて足元を緑化するなど開放的な道路景観を形成するように工夫する。 エ 擁壁の表面は、周辺景観と違和感を生じないように、表面の描画等は避け、素材特性を活かすことや緑化ブロックの活用などに努める。
跡 地 の 緑 化		ア 土石の採取、鉱物の掘採による露頭する法面は、掘削等の行為が終了したところから速やかに周辺の植生に留意して緑化復元を図る。

⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
集積又は貯蔵の方法	ア 主要な視点場及び主要な道路から見える眺望方向を阻害しないように、集積又は貯蔵場所の位置をできる限り工夫する。 イ 集積又は貯蔵に当っては、高さをできる限り低く抑え、整然とした形状とするなど、外部からの景観に不快感をもたらさないように工夫する。
事業地の遮へい化	ア 事業地の周囲には、樹木の植栽等により周囲の道路からの遮へい措置を講じる。 イ 事業地内への出入口は最小限に留め、さく、囲い等により道路等から視認範囲を限定するように努める。

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が景観上優れた特徴を有し、道路など公共の場所から、市民が容易に望むことができるもので、①歴史文化性、②地域特性、③シンボル性、④デザイン性、⑤市民から慕われているなどの市民性の要件のいずれかを満たすものを景観重要建造物として指定する。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観上優れた樹形を有し、道路など公共の場所から市民が容易に望むことができるもので、①シンボル性、②地域特性、③市民から慕われているなどの市民性、④群落性、⑤連続性の要件のいずれかを満たすものを景観重要樹木として指定する。

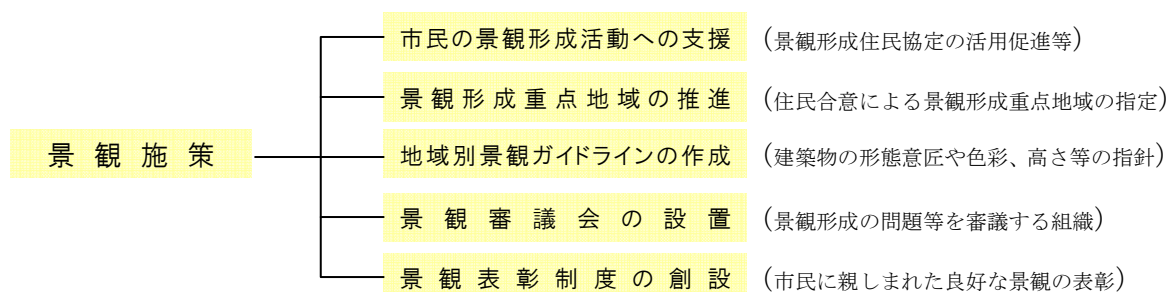
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

屋外広告物に係る行為の制限は、福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図る。また、規制されていない市域の幹線道路沿いを、県で指定する第一種普通規制地域等への指定を進める。

7. 景観重要公共施設の整備に係る方針

- 地域の景観形成の根幹的役割を担う道路、公園、河川等の公共施設については、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づける。
- 景観重要公共施設として指定された公共施設において、電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する場合は、景観重要公共施設の整備方針に整合したデザインとする。

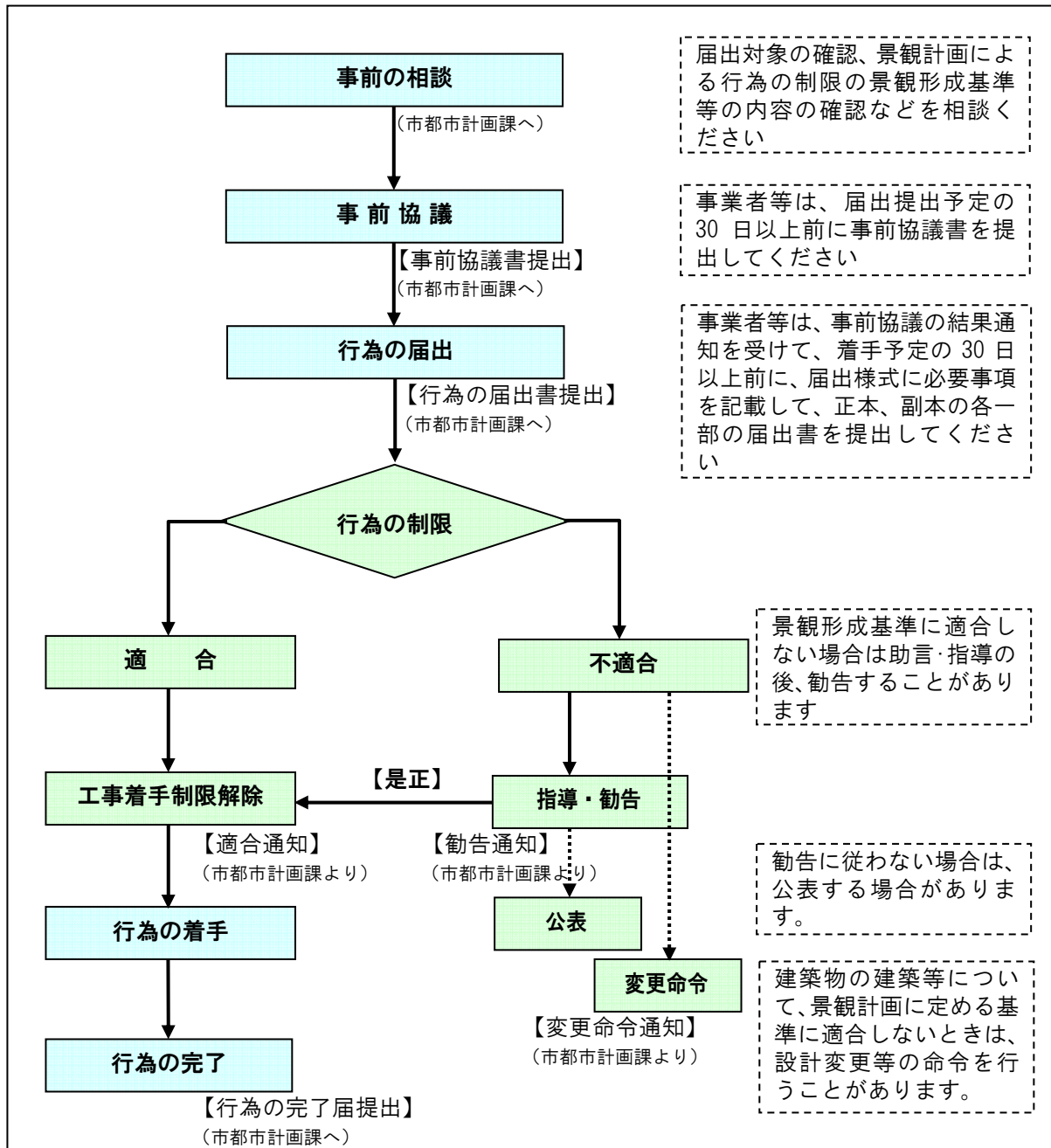
8. 景観施策の推進



その他、景観法による住民提案制度、景観協議会の組織、景観農業振興計画の検討、景観整備機構の指定を必要に応じ、促進する。

■ 景観計画の行為の制限に係る届出手続きの流れ

建築物、工作物、開発行為・水面の埋立又は干拓、土地の開墾・土石の採取・鉱物の採掘その他土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る行為を行う場合は、規模に応じて届出が必要になります。



発行：平成22年3月

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市総合政策部まちづくり推進課 TEL(0241)24-5283 E-mail machizukuri@city.kitakata.fukushima.jp

喜多方市建設部都市計画課 TEL(0241)24-5241 E-mail toshikei@city.kitakata.fukushima.jp